

**日本赤十字社の使命**

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

災害救護 災害への 備え	国際救援	地域の 安全安心
講習事業	血液事業	医療事業
赤十字 奉仕団	青少年 赤十字	

赤十字の活動を  
ご支援ください



**ごあいさつ**

平素は赤十字活動に格別のご支援ご協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社では、苦しんでいる人を救いたいという「人道」を理念として、災害時の医療救護や被災者支援活動をはじめ、災害への備え、各地域への救急箱やAEDの設置、さらには応急手当てや高齢者の介護の方法を学ぶことができる講習の開催など、地域の安全安心や社会のニーズに沿った活動に努めております。

こうした活動は、税金等の公的資金に拠らず、日本赤十字社の理念にご賛同いただいた皆さまからお寄せいただく活動資金(寄付金)によって支えられています。

お陰様で、本年、兵庫県支部は創立130周年を迎えます。今後も弛まぬ努力により人道的活動を実践してまいりますので、皆さまにおかれましては、赤十字活動の意義や公益性等についてご理解いただき、活動資金にご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

日本赤十字社兵庫県支部長 **井戸 敏三**



皆さまからお寄せいただいた活動資金は、  
災害救護活動や被災者支援活動をはじめ、  
災害への備え、さらには地域の皆さまの安全安心や  
社会のニーズに沿った活動に役立てられています。



県内の交番等に救急医薬品を配備



県内各地にAEDを設置

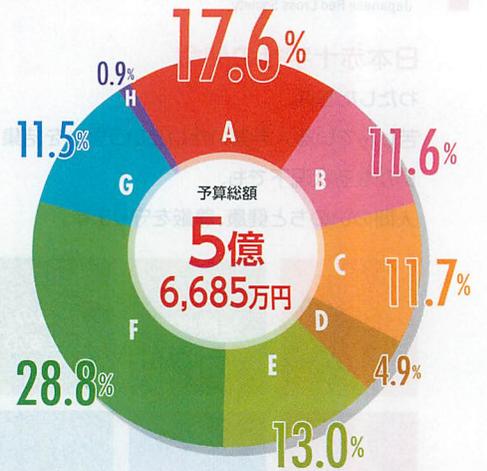


救護物資を備蓄



防災訓練等への参加

+ 令和2年度 活動資金の使いみち +



内訳	予算額
A 国内外の災害被災者の救援、大規模災害に備えた救護体制の充実・強化のために	1億円
B 医療や安全な暮らしのために	6,596万円
C 地域活動やボランティア普及のために	6,638万円
D 赤十字活動の普及・啓発や活動報告のために	2,769万円
E 赤十字活動への理解と資金協力をお願いするために	7,361万円
F 組織運営のために	1億6,311万円
G 国際活動等のために	6,510万円
H 予備費として	500万円

+ 税制上の優遇措置 + 日本赤十字社にお寄せいただいた活動資金には、税制上の優遇措置を適用することができます。

	寄付金の区分	募集期間	条件等
個人	特定寄付金 (所得税控除)	通年	寄付金額(ただし、上限は寄付者の年間総所得金額の40%まで)から2千円を差し引いた金額を、寄付者の年間所得総額から控除することができます。
	住民税控除	毎年4月1日～(ただし、募集金額に達した時点で終了)	総務大臣から承認を受けた事業に対する寄付金額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%まで)から2千円を差し引いた金額の10%を寄付者の住民税額から控除することができます。兵庫県支部では、住所地が兵庫県内で、10万円以上のご寄付に対して優先的に適宜適用することとしています。また、上記特定寄付金も併せて適用することができます。
	相続税の非課税	通年	相続により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の金額は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。ただし、相続税の申告期限内(相続開始から10か月以内)の寄付によります。
法人	指定寄付金	毎年4月1日～9月30日(ただし、募集金額に達した時点で終了)	財務大臣が指定する事業に対する寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず損金の額に算入されます。兵庫県支部では1回あたり2万円以上の寄付金を対象としています。
	特定公益増進法人に対する寄付金	通年	法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。

+ 日本赤十字社や国の表彰制度 + 活動資金へのご協力に対して、日本赤十字社や国の表彰制度が設けられています。

区分	種類	条件、基準等
日本赤十字社	金色有功章	50万円以上ご協力いただいた個人・法人・団体
	銀色有功章	20万円以上ご協力いただいた個人・法人・団体
	支部長感謝状	10万円以上ご協力いただいた個人・法人・団体
	特別社員章	2万円以上ご協力いただいた個人・法人・団体

※一時または10年以内の累計でも日本赤十字社の表彰を受けることができます。

区分	種類	条件、基準等
国	厚生労働大臣感謝状	同一年度内に、一時または数次に100万円以上500万円未満のご協力をいただいた場合、国に授与申請を行うことができます。(法人は300万円以上1,000万円未満)
	紺綬褒章	一時または数次に500万円以上のご協力をいただいた場合、国に授与申請を行うことができます。(法人は1,000万円以上)

※国の表彰の受章可否は国の基準により決定されます。 ※厚生労働大臣感謝状と紺綬褒章を併用申請することはできません。